

# 原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル

平成26年 6月20日

(平成27年12月22日 全部改定)

(平成29年10月30日 全部改定)

(令和 5年 3月24日 一部改定)

内閣府政策統括官（原子力防災担当）  
原子力規制庁長官

## 目 次

第1章 総則.....	5
第1節 目的.....	5
第2節 定義.....	5
第2章 情報収集事態.....	7
第1節 原子力事業所の情報収集.....	7
第2節 合同現地情報連絡室.....	7
第3節 情報の収集及び報告・共有.....	7
第4節 問い合わせ対応.....	8
第5節 緊急時対策所及び合同現地情報連絡室における記録保存.....	8
第6節 緊急参集の縮小・解除.....	8
第3章 警戒事態.....	9
第1節 原子力事業所の情報収集.....	9
第2節 事故現地警戒本部.....	9
第3節 緊急時対策所及び事故現地警戒本部への人員・資機材等の派遣.....	11
第4節 情報の収集及び報告・共有.....	11
第5節 広報.....	12
第6節 緊急時対策所及び事故現地警戒本部における記録保存.....	12
第7節 緊急参集の縮小・解除.....	13
第4章 施設敷地緊急事態.....	14
第1節 初動等.....	14
第2節 事故現地対策本部.....	14
第3節 現地事故対策連絡会議.....	15
第4節 緊急時対策所及び事故現地対策本部の人員・資機材等の派遣.....	16
第5節 情報の収集及び報告.....	16
第6節 緊急時対策所及び事故現地対策本部における記録保存.....	16
第7節 事故現地対策本部及び連絡会議の廃止等.....	16

第5章 全面緊急事態（フェーズ1及びフェーズ2共通） .....	17
第1節 原子力災害現地対策本部（現地本部） .....	17
第2節 原子力災害合同対策協議会 .....	17
第3節 緊急時対策所及び現地本部における人員・資機材等の派遣 .....	18
第4節 情報の収集及び報告 .....	18
第5節 オフサイトセンターにおける被ばく管理 .....	18
第6節 現地本部の代替オフサイトセンターへの移転 .....	19
第7節 緊急時対策所及び現地本部における記録保存 .....	20
第8節 現地本部及び協議会の体制変更等 .....	20
第6章 原子力災害事後対策 .....	21
第1節 情報の収集及び報告 .....	21
第2節 緊急時対策所及び現地本部における記録保存 .....	21
第3節 現地本部及び協議会の廃止 .....	21
第7章 武力攻撃原子力災害への対応 .....	21
第8章 緊急時対応センター（ERC）の代替措置 .....	21
（別表1）主な情報集約項目例（情報収集事態及び警戒事態） .....	23
（別表2）関係地方公共団体及び原子力事業者の参集者一覧（オフサイトセンター） .....	25
（別表3）各機能班のビブス色一覧 .....	26
（別表4）連絡会議の構成 .....	26
（別表5）連絡会議事務局各機能担当及び協議会事務局各機能班の役割 .....	27
（別表5-1）総括担当及び総括班 .....	27
（別表5-2）広報担当及び広報班 .....	29
（別表5-3）放射線担当及び放射線班 .....	30
（別表5-4）医療担当及び医療班 .....	31
（別表5-5）住民安全担当及び住民安全班 .....	32
（別表5-6）運営支援担当及び運営支援班 .....	34
（別表5-7）実動対処担当及び実動対処班 .....	35

(別表 5－8) プラント担当及びプラントチーム .....	36
(別表 6) 施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例 .....	37
(別表 7) 協議会及び協議会事務局の構成 .....	39
(様式 1) 電話・口頭連絡受信票 .....	41
(様式 2) F A X 送受信票 .....	42

## 第1章 総則

### 第1節 目的

本マニュアルは、以下の1に掲げる職員が、2の業務に関し、3に掲げる関係法令等に規定するもののほか、地域特性等を踏まえた現地マニュアルを策定するにあたって、必要な事項に関して標準的な活動要領等を定めることを目的とする。

#### 1 職員

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第30条第1項に規定する原子力防災専門官
- (2) 原子力規制庁組織細則（原規総発第120919002号（平成24年9月19日原子力規制庁長官決定））第10条第2項に規定する原子力規制事務所の職員
- (3) 原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定。以下「原災マニュアル」という。）に規定する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「事故現地警戒本部」という。）の職員
- (4) 原災マニュアルに規定する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）の職員
- (5) 原災法第17条第9項に規定する原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）の職員

#### 2 業務

- (1) 原災法第6条の2第1項に規定する原子力災害対策指針（平成30年原子力規制委員会告示第8号。以下、「原災指針」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第34条第1項に規定する防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定）に規定する情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態への対応に関して行う業務
- (2) 原災法第2条第7号に規定する原子力災害事後対策に関して行う業務
- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第105条第13項に規定する応急対策及び事後対策に関して行う業務

#### 3 関係法令等

- (1) 原災法
- (2) 国民保護法
- (3) 防災基本計画
- (4) 災対法第36条第1項に基づく内閣府防災業務計画及び原子力規制委員会防災業務計画
- (5) 原災指針
- (6) 原災マニュアル
- (7) 原子力災害対策初動対応マニュアル（府政原防483（平成29年10月27日内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）、原規総発第1710271号（平成29年10月27日原子力規制庁長官決定））（以下「初動対応マニュアル」という。）
- (8) 原子力規制事務所業務要領（原規総発第120919021号（平成24年9月19日原子力規制庁長官決定））

### 第2節 定義

#### 1 オフサイトセンター

オフサイトセンターとは、原災法第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設をいう。

## 2 代替オフサイトセンター

代替オフサイトセンターとは、原災法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）第2条に規定する「緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設」をいう。

## 3 原子力運転検査官

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部統括原子力運転検査官又は原子力運転検査官に任命され、原子力規制事務所に配属された者をいう。

## 4 原子力防災専門官

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付原子力防災専門官又は原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課原子力防災専門官に任命され、原子力規制事務所に配属された者をいう。

## 5 放射線防災専門官等

原子力規制委員会原子力規制庁監視情報課上席放射線防災専門官又は放射線防災専門官に任命され、原子力規制事務所に配属された者をいう。

## 第2章 情報収集事態

### 第1節 原子力事業所の情報収集

原子力規制事務所業務要領に規定する所長（以下「所長」という。）又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官は、情報収集事態が発生した場合には、原子力事業所（原災法第2条第4号に規定する原子力事業所をいう。以下同じ。）の緊急時対策所（必要に応じて発災現場等）において、速やかに必要な情報収集を行い、適宜、初動対応マニュアルに規定する原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下「合同情報連絡室」という。）へ報告する。なお、原子力事業所の緊急時対策所が設置されていない場合は、当該施設内の原子力運転検査官室等又は原子力規制事務所において情報収集を行うものとする。

### 第2節 合同現地情報連絡室

#### 1 合同現地情報連絡室の設置

##### (1) 合同現地情報連絡室の設置時期等

原災マニュアルに基づき、情報収集事態が発生した場合、原子力規制事務所業務要領に規定する副所長（以下「副所長」という。）又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、速やかに初動対応マニュアルに規定する原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下「合同現地情報連絡室」という。）をオフサイトセンターに設置する。ただし、オフサイトセンターと原子力規制事務所が同一の場所でない場合には、オフサイトセンターを立ち上げるまでの間、一時的に原子力規制事務所にて合同現地情報連絡室を設置することができる。なお、オフサイトセンター又は原子力規制事務所と合同情報連絡室との間で連絡の確保ができた時点で合同現地情報連絡室を設置したものとする。

##### (2) 構成

合同現地情報連絡室に連絡担当を置き副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官をもって充てる。<sup>(※1)</sup>

※1) 原子力規制事務所の体制は、担当する原子力施設の規模等により様々であるため、合同現地情報連絡室の構成については、各原子力規制事務所の体制に見合った適切なものとし、休日や自然災害等により、原子力規制事務所職員の参集に時間を要する場合を考慮して業務の優先順位を定めておくものとする。

#### 2 関係地方公共団体等との情報共有体制

合同現地情報連絡室連絡担当は、初動対応マニュアルに規定する関係地方公共団体及び原子力事業者に対して、合同現地情報連絡室に対する随時の情報共有体制を整備するよう依頼するとともに、合同情報連絡室及び合同現地情報連絡室の設置並びに今後の連絡先を連絡する。

#### 3 オフサイトセンターの入館管理及びセキュリティ対策

関係者以外のオフサイトセンターへの入館は、所長があらかじめ必要と認めた者を除いて原則禁止し、関係者の出入口以外は施錠して立入禁止又は開閉禁止の表示を行う。

### 第3節 情報の収集及び報告・共有

#### 1 緊急時対策所及び合同現地情報連絡室における情報収集

##### (1) 情報収集すべき事項

別表1のうち必要な事項の情報収集を行うものとする。

##### (2) 情報収集の方法

情報収集は、必要に応じ現場を確認するものとし、口頭や電話、FAXにより情報を受信した場合には、以下のとおり対応する。

① 口頭又は電話の場合

口頭又は電話により情報を受信した場合は、様式1「電話・口頭連絡受信票」に、必要事項（通信時刻、受信／発信者名、連絡内容等）を記入する。

② FAXの場合

FAXにより情報を受信した場合は、様式2「FAX送受信票」に、必要事項（件名、受信時刻、発信者名、送付先名、連絡内容等）を記入する。

2 合同情報連絡室への報告等

収集した情報は、適時、合同情報連絡室へテレビ会議システム、電話、FAX、原子力防災システム（以下「NISS」という。）等により報告し、情報の共有を図る。関係地方公共団体との情報共有にあたっては、NISSの活用を図るものとする。

3 関係機関との情報の共有

合同現地情報連絡室連絡担当は、関係地方公共団体、原子力事業者その他関係機関との連絡手段を確保し、これら関係機関との相互の緊密な連絡体制の維持に努め、情報の共有を図る。

#### 第4節 問合せ対応

合同現地情報連絡室への問合せについては、合同現地情報連絡室連絡担当が、可能な範囲で対応することとし、対応が困難な場合には、合同情報連絡室広報担当<sup>(※2)</sup>に対応を依頼する。

※2) 合同情報連絡室広報担当が立ち上がっていない場合は以下に連絡。

平日(09:30~18:15)：原子力規制庁長官官房緊急事案対策室直通電話(03-5114-2121)

その他(夜間・休日)：原子力規制庁・内閣府一般宿日直(070-7361-3243)(080-6785-6945)

#### 第5節 緊急時対策所及び合同現地情報連絡室における記録保存

緊急時対策所及び合同現地情報連絡室においては、

① 収集した情報及び収集した時刻

② 合同情報連絡室に報告した情報及び報告した時刻

の経過概要を記録して整理保存する（文書による記録に限定しない。）。合同情報連絡室への報告資料をそのまま保存することで、上記①及び②が確認可能な場合には、当該報告資料を時系列にまとめて保存する。

#### 第6節 緊急参集の縮小・解除

副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、合同情報連絡室の廃止及び緊急参集体制の解除の連絡を受けた場合、合同現地情報連絡室を廃止し、その旨を関係地方公共団体及び原子力事業者に対し、原則としてFAXにより連絡する。

また所長は、原子力事業所に異常がないことが確認され、原子力規制事務所及びオフサイトセンターにも被害がない場合、オンサイト総括当番者に上申し、連絡体制を維持しつつ、緊急時対策所及びオフサイトセンターの体制を縮小することができる。



### 第3章 警戒事態

#### 第1節 原子力事業所の情報収集

所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官は、警戒事態が発生した場合には、原子力事業所の緊急時対策所において、速やかに必要な情報収集を行い、適宜、原災マニュアルに規定する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）プラント担当<sup>(※3)</sup>へ報告する。

※3) 事故警戒本部プラント担当が立ち上がっていない場合は以下に連絡。

平日(09:30~18:15)：原子力規制庁長官官房総務課事故対処室直通電話（03-5114-2110）

その他（夜間・休日）：原子力規制庁長官官房総務課事故対処室宿日直（070-7361-3233）

#### 第2節 事故現地警戒本部

##### 1 事故現地警戒本部の設置

###### (1) 事故現地警戒本部設置の時期等

警戒事態が発生した場合、副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、原災マニュアルに基づき、速やかに事故現地警戒本部をオフサイトセンターに設置する。ただし、オフサイトセンターと原子力規制事務所が同一の場所でない場合には、オフサイトセンターを立ち上げるまでの間、一時的に原子力規制事務所に事故現地警戒本部を設置することができる。この際、放射線防災専門官等は、オフサイトセンターの立ち上げの初動後は、後述2（2）の緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備を優先させる。なお、オフサイトセンター又は原子力規制事務所と事故警戒本部との間で連絡の確保ができた時点で事故現地警戒本部を設置したものとする。

###### (2) 構成

事故現地警戒本部は、副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官を事故現地警戒本部長とするほか、総括担当、広報担当及び情報収集担当で構成し、それぞれ所長が指名する原子力規制事務所職員をもって充てる。<sup>(※4)</sup>

※4) 原子力規制事務所の体制は、担当する原子力施設の規模等により様々であるため、事故現地警戒本部の構成については、各原子力規制事務所の体制に見合った適切なものとし、休日や自然災害等により、原子力規制事務所職員の参集に時間を要する場合を考慮して業務の優先順位を定めておくものとする。

##### 2 オフサイトセンターの立ち上げ等

###### (1) オフサイトセンターの立ち上げ支援要請

警戒事態が発生した場合、事故現地警戒本部長は、原子力規制庁及び内閣府が契約するオフサイトセンターの運営支援業者等及び道府県に対して、事態発生から2時間以内を目安として、可能な限り速やかにオフサイトセンターの立ち上げ作業を支援するよう要請する。

ア 事故現地警戒本部長は、原子力規制庁及び内閣府が契約する運営支援業者等に対し、可能な限り速やかに原子力防災設備・機器の異常の有無の点検を行うよう要請する。

イ 事故現地警戒本部長は、道府県に対し、速やかに非常用発電設備、放射線防護対策設備等の点検を行うよう要請する。

ウ 事故現地警戒本部長は、上記ア・イの点検の結果、機能に異常があることが確認された場合には、復旧作業を行うよう要請する。

###### (2) 緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備

警戒事態が発生した場合には、放射線防災専門官等及び所長の指名する原子力防災専門官は、地方公共団体及び原子力事業者と連携して緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備を実施する。原災指針第3（3）に規定する緊急時モニタリングセンターの立ち上げ及び運営要領については、別に定めるところによる。

### （3）原子力防災設備・機器等の機能確認

事故現地警戒本部長及び放射線防災専門官等は、原子力規制庁及び内閣府が契約する運営支援業者等又は道府県と連携して、オフサイトセンター及び緊急時モニタリングセンターに係る以下の設備等の機能確認を行い<sup>(※5)</sup>、その結果については、事故警戒本部運営支援担当又は放射線担当<sup>(※6)</sup>に報告する。<sup>(※7)</sup>

- ① 衛星電話、固定電話（一般・専用回線）（原子力規制庁が契約する維持管理業者）
- ② 緊急時対策支援システム（E R S S）（原子力規制庁が契約する維持管理業者）
- ③ テレビ会議システム（衛星・専用回線）（原子力規制庁が契約する維持管理業者）
- ④ U P S 及び非常用電源設備（道府県）
- ⑤ F A X 機器（衛星・一般・専用回線）（原子力規制庁が契約する維持管理業者）
- ⑥ 放射線測定機器（内閣府が契約する運営支援業者）
- ⑦ 緊急時モニタリングセンター関連器材<sup>(※8)</sup>
  - ・可搬型モニタリングポスト
  - ・モニタリングカー（走行モニタリングシステム含む。）
  - ・大気モニタ
  - ・サーベイメータ（GM、N a I、電離箱）
  - ・ポケット線量計

※5）事故現地警戒本部長又は放射線防災専門官等は、並行して、道府県及び原子力事業者に対して、これらの者が所有する以下の設備等についても機能確認を開始するよう要請する。

- ① 敷地内外のモニタリングポスト（テレメーター及び非常用電源装置を含む。）（実施者：道府県及び原子力事業者）
- ② 排気筒モニタ（実施者：原子力事業者）
- ③ 衛星電話、固定電話（実施者：道府県）
- ④ F A X 機器（実施者：道府県及び原子力事業者）

※6）事故警戒本部運営支援担当又は放射線担当が立ち上がっていない場合は以下に連絡。

平日（09:30～18:15）：原子力規制庁長官官房緊急事案対策室直通電話（03-5114-2121）

その他（夜間・休日）：原子力規制庁・内閣府一般宿日直（070-7361-3243）（080-6785-6945）

※7）機能確認の結果報告については、結果に異常が無い場合であって、かつ、他に優先すべき業務があるときは、当該優先業務の後に報告することとして構わない。

※8）取り扱いに注意を要する機器の機能確認は、放射線防災専門官等又はあらかじめ所長が指名した原子力防災専門官自らが実施するなど、損傷防止に留意する。

### 3 関係地方公共団体等との情報共有体制

事故現地警戒本部長は、関係地方公共団体及び原子力事業者に対して、事故警戒本部及び事故現地警戒本部を設置したこと並びに今後の連絡先を通知する。

### 4 オフサイトセンターの入館管理及びセキュリティ対策

関係者以外のオフサイトセンターへの入館は、所長又は事故現地警戒本部長が必要と認めた者を除いて原則禁止し、関係者の出入口以外は施錠して立入禁止又は開閉禁止の表示を行う。

### 第3節 緊急時対策所及び事故現地警戒本部への人員・資機材等の派遣

#### 1 派遣要請

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力運転検査官、及び事故現地警戒本部長は、警戒事態が発生した場合であって、人員・資機材等の支援が必要と判断したときは、近隣の原子力規制事務所<sup>(※9)</sup>又は事故警戒本部運営支援担当に対して、人員・資機材等の派遣要請を行う。

なお、近隣以外の事務所に依頼する際は、原則、事故警戒本部運営支援担当<sup>(※10)</sup>を通じて行うが、急を要する場合には、直接調整することができる。その際、事故警戒本部運営支援担当に事後報告を行うものとする。

※9) 近隣の原子力規制事務所の応援体制は、原則として、下表のとおりとする。以下同じ。

グループ	近隣派遣規制事務所
1	泊、東通、六ヶ所
2	女川、福島第一、福島第二、柏崎刈羽
3	東海・大洗、横須賀、川崎、浜岡
4	敦賀、美浜、大飯、高浜、志賀、熊取（東大阪）
5	上斎原、島根、伊方、玄海、川内

※10) 事故警戒本部運営支援担当が立ち上がっていない場合は以下に連絡。

平日(09:30~18:15)：原子力規制庁長官官房緊急事案対策室直通電話（03-5114-2121）

その他（夜間・休日）：原子力規制庁・内閣府一般宿日直（070-7361-3243）（080-6785-6945）

#### 2 派遣手段

派遣要請を受けた近隣の原子力規制事務所は、原則として原子力防災対策車で移動することとし、別途、航空機又は船舶の特別な手配が必要な場合には、事故警戒本部実動対処担当に必要な調整を行うよう依頼する。

#### 3 事故警戒本部への報告

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力運転検査官、及び事故現地警戒本部長は、近隣の原子力規制事務所に対して人員、資機材等の派遣要請を行った場合には、その旨を事故警戒本部運営支援担当<sup>(※10)</sup>に報告する。

派遣要請を受けて人員・資機材等の派遣を行った原子力規制事務所は、派遣した職員、資機材等について、事故警戒本部運営支援担当に報告する。

#### 4 その他

前述<sup>(※9)</sup>で示した各グループの原子力規制事務所においては、人員・資機材等の派遣を円滑に行うため、相互に派遣要員・資機材等のリストの共有化を図る。

### 第4節 情報の収集及び報告・共有

#### 1 緊急時対策所及び事故現地警戒本部における情報収集

##### (1) 情報収集すべき事項

情報収集すべき事項は、別表1に示す事項を基準とする。

## (2) 情報収集の方法

情報収集は、努めて現場での確認によるものとし、口頭や電話、FAXにより情報を受信した場合には、以下のとおり対応する。

### ① 口頭又は電話の場合

口頭又は電話により情報を受信した場合は、様式1「電話・口頭連絡受信票」に、必要事項（通信時刻、受信／発信者名、連絡内容等）を記入する。

### ② FAXの場合

FAXにより情報を受信した場合は、様式2「FAX送受信票」に、必要事項（件名、受信時刻、発信者名、送付先名、連絡内容等）を記入する。

## 2 事故警戒本部への報告等

収集した情報は、適時、事故警戒本部総括担当又はプラント担当へテレビ会議システム、電話、FAX、N I S S等により報告し、情報の共有を図る。

## 3 関係機関との情報の共有

事故現地警戒本部情報収集担当は、関係地方公共団体、原子力事業者その他関係機関との連絡手段を確保し、これら関係機関との相互の緊密な連絡体制の維持に努め、情報の共有を図る。

## 第5節 広報

### 1 広報の実施

事故現地警戒本部広報担当は、事故警戒本部総括担当が警戒事態の発生後約30分、その後概ね1時間ごとに作成する広報資料を用いて、関係地方公共団体、現地報道機関宛てに情報発信する。ただし、被災状況により、事故現地警戒本部における広報活動が困難な場合には、事故現地警戒本部広報担当は、事故警戒本部広報担当<sup>(※11)</sup>に連絡し、事故警戒本部から関係地方公共団体、現地報道機関宛てに発信するよう依頼する。

なお、事故現地警戒本部からの発信内容については、事故警戒本部、関係地方公共団体及び原子力事業者の広報資料と齟齬が生じないように、十分に確認を行う。

※11) 事故警戒本部広報担当が立ち上がっていない場合は以下に連絡。

平日(09:30~18:15)：原子力規制庁長官官房緊急事案対策室直通電話(03-5114-2121)

その他(夜間・休日)：原子力規制庁・内閣府一般宿日直(070-7361-3243)(080-6785-6945)

### 2 事故現地警戒本部への問合せ対応

事故現地警戒本部への問合せについては、事故現地警戒本部広報担当が、可能な範囲で対応することとし、対応が困難な場合には、事故警戒本部広報担当に対応を依頼する。

## 第6節 緊急時対策所及び事故現地警戒本部における記録保存

緊急時対策所及び事故現地警戒本部においては、

### ① 収集した情報及び収集した時刻

### ② 事故警戒本部に報告した情報及び報告した時刻

の経過概要を記録して整理保存する(文書による記録に限定しない)。事故警戒本部への報告資料をそのまま保存することで、上記①及び②が確認可能な場合には、当該報告資料を時系列にまとめて保存する。

## 第7節 緊急参集の縮小・解除

事故現地警戒本部長は、警戒事態の解消、事故警戒本部の廃止の連絡を受けた場合は、事故現地警戒本部を廃止し、その旨を関係地方公共団体及び事業者に対し、原則としてFAXにより連絡する。

## 第4章 施設敷地緊急事態

### 第1節 初動等

原子力規制事務所職員は、施設敷地緊急事態が発生した場合には、第3章第1節及び第2節に準じて初動等の対応を行うとともに、オフサイトセンターにおいては、各機能担当の立ち上げ準備を行う。

### 第2節 事故現地対策本部

#### 1 設置

オフサイトセンターと原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）との間で連絡の確保ができた時点で、事故現地対策本部を設置したものとし、事故現地警戒本部が既に設置されている場合は、事故現地警戒本部の機能を事故現地対策本部に継承する。

#### 2 構成

事故現地対策本部長には内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等を、副本部長・事務局長には内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）を、各機能担当の構成員には所長が指名する原子力規制事務所職員及び原災マニュアル第2第3編第2章の要員名簿（現地における各拠点の体制）に基づき、全面緊急事態における原子力災害現地対策本部の各機能班構成員として指定されている職員をもって充てる。

なお、事故現地対策本部長が事故現地対策本部に到着するまでの間においては、副所長又は所長が指名する原子力防災専門官は、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、関係地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

#### 3 関係地方公共団体等に対する参集者派遣依頼

事故現地対策本部総括担当は、関係地方公共団体、現地実動機関及び原子力事業者に対して、一斉招集システム等により、別表2を標準にオフサイトセンターへ参集者を派遣するよう依頼し、各機能担当の立ち上げ準備を行う。なお、原子力防災専門官は、あらかじめ参集者の名簿を整理しておくものとする。

また、派遣依頼よりも前の段階であっても、参集者が自動的に参集し、機能担当の立ち上げに参加できる受け入れ体制を確保する。

#### 4 事故現地対策本部長等の受入れ準備

事故現地対策本部総括担当は、事故現地対策本部長のオフサイトセンターへの派遣に備えて、状況説明資料を作成するなどの必要な受入れ準備を行う。

また、参集者の移動手段がヘリコプターの場合、道府県に対してヘリポートの準備を要請する。夜間又は視界不良時には、あわせて離発着用照明機器等の準備を要請する。

#### 5 オフサイトセンターの管理及びセキュリティ対策

##### (1) オフサイトセンターの管理

ア 事故現地対策本部長は、原子力規制庁及び内閣府が契約する運営支援業者等に入館管理を行うよう指示する。

イ 参集者は、入館時に立入記録簿に氏名を記入するとともに、機能担当名、所属名及び氏名

が記載された名札（名札に氏名の記載がない場合には参集者自身で記載又は名刺を挿入）及びガラスバッジ（内閣府運営支援担当が参集時に持参する。未到着の場合は到着次第配布する。）を受け取る。

ウ 原子力規制庁及び内閣府が契約する運営支援業者等は、入館管理を行う場所において、参集者の出入りを確認する。第3節の現地事故対策連絡会議事務局運営支援担当が立ち上がった後は、当該運営支援担当が当該業務を引き継ぐ（運営支援業者等は引き続き運営支援担当業務を支援）。

エ オフサイトセンターに参集する者のうち、機能担当に所属する者は、名札とともに、別表3の班ごとに色分けされたビブスを着用する。

オ 緊急時モニタリングセンターがオフサイトセンターに設置される場合において、緊急時モニタリングセンター参集者による施設の使用、衛生管理等については、事故現地対策本部が管理する。

## （2）関係者以外の入館

関係者以外の入館は、事故現地対策本部長が必要と認めた者を除いて原則禁止し、入館管理を行う出入口以外の出入口を施錠して立入禁止又は開閉禁止の表示を行う。

## 第3節 現地事故対策連絡会議

### 1 目的及び設置

事故現地対策本部長は、事故現地対策本部を設置した後、主に以下を目的とする現地事故対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）及びその事務局を設置する。

- ① 各関係機関の情報を相互に共有すること。
- ② 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について、関係機関の間でその認識の共有を図ること。
- ③ ②に基づく措置の実施に関し、関係機関の間で緊密な連携を図るとともに、調整を行うこと。
- ④ 全面緊急事態に至った場合に迅速かつ円滑に住民防護措置を講じることができるよう、全面緊急事態における防護措置の実施方針の作成に関する業務を行うこと。

### 2 構成

連絡会議の構成は別表4のとおりとし、また、その事務局の構成は、第2節2の構成員と関係地方公共団体の地域防災計画（原子力災害対策編）及び原災法第7条第1項に規定する原子力事業者防災業務計画に基づき派遣される別表2を標準とする参集者とし、当該事務局に各機能担当を置く。

### 3 運営

- （1）連絡会議議長は、上記1の目的を踏まえ、必要に応じて会議を招集し開催する。
- （2）連絡会議議長は、必要がある場合には、会議構成員の全員の参集を待たずして開催することができる。この場合には、欠席の構成員に会議内容の事前・事後の連絡を行う。
- （3）連絡会議議長は、会議の進行を行う。

### 4 連絡会議事務局の各機能担当の役割

別表5のとおり。

#### 第4節 緊急時対策所及び事故現地対策本部の人員・資機材等の派遣

緊急時対策所及び事故現地対策本部においては、第3章第3節に準じて、人員・資機材等の派遣要請等を行う。

#### 第5節 情報の収集及び報告

##### 1 緊急時対策所及び事故現地対策本部における情報収集

###### (1) 情報収集すべき事項

情報収集すべき事項は、別表6に示す事項を基準とする。

###### (2) 情報収集の方法

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力運転検査官及び連絡会議事務局各機能担当は、第3章第4節1(2)に準じて情報収集を行う。

##### 2 事故対策本部等への報告

収集した情報については、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に配置された事故対策本部各機能担当に対し、第3章第4節2に準じた報告を行う。

また、連絡会議事務局各機能担当は、事故対策本部各機能担当（ERC）に直接報告するとともに、同時に事故現地対策本部副本部長及び連絡会議事務局総括担当の長にも報告する。

事故現地対策本部副本部長及び連絡会議事務局総括担当の長は、各機能担当が収集した情報を集約の上、随時、事故現地対策本部長に報告する（至急の場合等は、連絡会議事務局各機能担当の長から、事故現地対策本部副本部長及び連絡会議事務局総括担当の長の陪席のもとで報告して差し支えない。）。

#### 第6節 緊急時対策所及び事故現地対策本部における記録保存

緊急時対策所及び事故現地対策本部においては、第3章第6節に準じて記録保存を行う。

#### 第7節 事故現地対策本部及び連絡会議の廃止等

原災マニュアル第2第1編第3章第3節1の規定に基づき、内閣府特命担当大臣（原子力防災）（事故対策本部の副本部長を内閣府副大臣（原子力防災）又は大臣政務官（原子力防災）等が務める場合は当該副大臣又は大臣政務官等）及び原子力規制委員会委員長が、施設敷地緊急事態が収束したと判断し、事故対策本部及び事故現地対策本部を廃止することとした場合には、緊急時対策所における原子力運転検査官の体制も解除する。

また、連絡会議議長は、速やかに連絡会議を開催し、当面の間、事後処理等のために継続して開催する必要があるか否かを確認し、必要がなくなった時点で、事故現地対策本部長は連絡会議及びその事務局を廃止する。



## 第5章 全面緊急事態（フェーズ1及びフェーズ2共通）

### 第1節 原子力災害現地対策本部（現地本部）

#### 1 設置

原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言が発出され、その後の閣議にて原災法第16条第1項に規定する原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）の設置が決定された時点で、現地本部を設置したものとし、事故現地対策本部の機能を現地本部に継承する。

#### 2 構成

現地本部長には内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等を、副本部長・事務局長には内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）を、各機能班の構成員には原災マニュアル第2第3編第2章の要員名簿（現地における各拠点の体制）に基づく関係省庁の職員をもって充てる。

### 第2節 原子力災害合同対策協議会

#### 1 目的及び設置

現地本部長は、現地本部を設置した後、主に以下を目的とする原子力災害合同対策協議会（以下「協議会」という。）の事務局を設置する。

- ① 各関係機関の情報を相互に共有すること。
- ② 全面緊急事態における防護措置の実施方針及び一時移転の実施方針について確認を行うとともに、関係機関の間でその認識の共有を図ること。
- ③ 原災本部長の指示に基づく措置及び②に基づく措置の実施に関し、関係機関の間で緊密な連携を図るとともに、調整を行うこと。

#### 2 構成

協議会及び協議会事務局の構成は別表7のとおりとする。

#### 3 運営

- (1) 協議会議長は、必要に応じて協議会の全体会議を招集し開催する。
- (2) 協議会議長は、必要がある場合には、協議会構成員の全員の参集を待たずして開催することができる。この場合には、欠席の構成員に会議内容の事前・事後の連絡を行う。

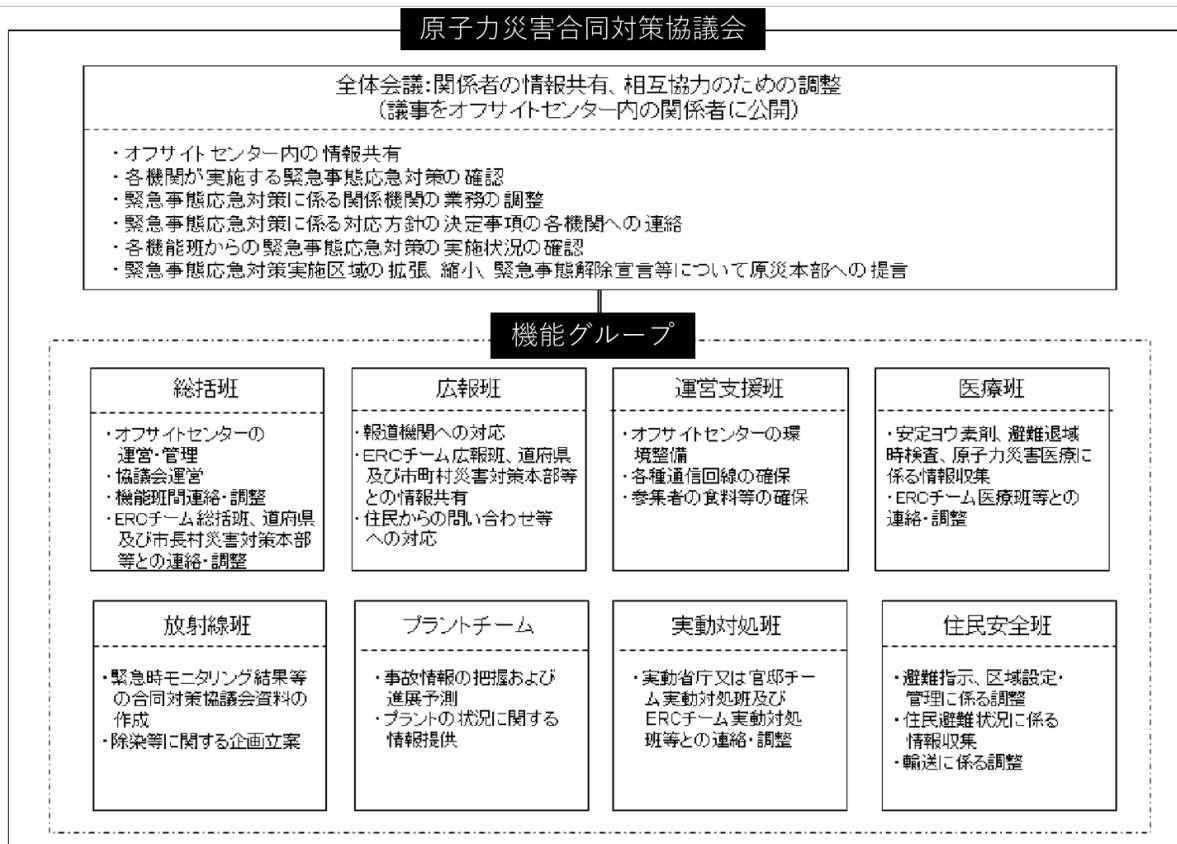
なお、協議会構成員はテレビ会議による参加をもって出席に代えることができる。

- (3) 協議会事務局長は、会議の進行を行う。

#### 4 協議会事務局の各機能班の役割

別表5のとおり。

## 協議会の概念図



## 第3節 緊急時対策所及び現地本部における人員・資機材等の派遣

緊急時対策所及び現地本部においては、第3章第3節に準じて、人員・資機材等の派遣要請等の対応を行う。

## 第4節 情報の収集及び報告

## 1 緊急時対策所及び現地本部における情報収集

## (1) 情報収集すべき事項

情報収集すべき事項は、別表6に示す事項を基準とする。

## (2) 情報収集の方法

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力運転検査官及び協議会事務局各機能班は、第3章第4節1(2)に準じて情報収集を行う。

## 2 原災本部等への報告

収集した情報については、第3章第4節2及び第4章第5節2に準じて原災本部各機能班(ERC)、現地本部長、現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長に報告を行う。

## 第5節 オフサイトセンターにおける被ばく管理

## 1 放射線防護の総括管理

協議会事務局運営支援班長は、オフサイトセンター内の職員の放射線防護の状態を総括して

管理する。

## 2 安定ヨウ素剤の服用

- (1) 協議会事務局運営支援班長は、オフサイトセンター内放射線モニタの数値及びポケット線量計所持者の線量確認を行い、有意な値が検出された場合は、協議会事務局放射線班及び医療班の確認を得た後、現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長に状況を報告する。
- (2) 協議会事務局医療班長は、原災本部のオフサイトセンター周辺住民に対する安定ヨウ素剤服用指示の状況も勘案し、オフサイトセンター内職員が安定ヨウ素剤を服用する必要があると判断した場合には、その旨を現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長に報告する。
- (3) 現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長は、現地本部長に状況を報告した上で、安定ヨウ素剤の服用について説明し、協議会事務局運営支援班長に対し、安定ヨウ素剤のオフサイトセンター内職員への配布を指示する。

## 第6節 現地本部の代替オフサイトセンターへの移転

### 1 移転の考え方

原則として、次に掲げる事項に該当する場合には、現地本部長は、原災本部長に上申し、その指示を受け、代替オフサイトセンターへの移転<sup>(※1 2)</sup>を行う。

- ① 大地震や大津波の発生、近隣火災による類焼等により、オフサイトセンター内の設備・資機材に深刻な損傷が発生し、若しくはオフサイトセンターの所在場所が避難区域に指定されるなど使用不能な状態に至った場合、又は使用不能な状態に至る蓋然性が高い場合
- ② その他、オフサイトセンターにおける活動に著しい支障が発生した場合

なお、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した段階で、オフサイトセンターの移転の必要性に迫られることが想定される場合は、その時点で現場にいる責任者の下、本項に準じて対応する。

また、オフサイトセンターの立地場所が避難区域に指定されることによる移転の場合は、周辺住民の避難が完了した後、又は周辺住民の最終避難と同時に移転を終了することができるよう、放射線防護対策設備を稼働させつつ順次移転させ、代替オフサイトセンターでの活動に円滑に移行できるよう努める。

※1 2) 代替オフサイトセンターの名称、所在地、移転の際の主な経路、要員・資機材の運搬手段等をオフサイトセンターごとに整理しておくものとする。

### 2 移転

#### (1) 移転の準備

協議会事務局運営支援班は、代替オフサイトセンターの施設管理者に対して、受入れ準備の開始を依頼する（協議会事務局運営支援班の対応が困難な場合には、原災本部運営支援班（ERC）が依頼する。）とともに、原災本部運営支援班（ERC）に対して、代替オフサイトセンターの資機材倉庫を管理する原子力規制庁や防災基本計画に規定する緊急輸送関係省庁等と資機材輸送に係る調整を行うよう依頼する。

#### (2) 関係機関等への連絡

協議会事務局総括班は、オフサイトセンターの移転時期及び移転先について関係機関、関係地方公共団体等に連絡する（協議会事務局総括班の対応が困難な場合には、原災本部総括班（ERC）が連絡する。）。

### (3) 移転の実施

現地本部副本部長は、関係者に対し退避経路、持出物品の整理、防火対策等を指示し、原子力施設の構造等に関する資料、衛星携帯電話機、放射線測定機器、放射線防護資機材、除染用資機材等を原子力防災対策車等に積載し、緊急輸送関係省庁の協力を得つつ、随時、代替オフサイトセンターへ移転する。

また、代替オフサイトセンターに移転するに当たっては、その移転が完了するまでの間に現地本部として決定しなくてはならない重要事項については、原災本部に引継ぐ。

### 第7節 緊急時対策所及び現地本部における記録保存

緊急時対策所及び現地本部においては、第3章第6節に準じて記録保存を行う。

### 第8節 現地本部及び協議会の体制変更等

原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言の発出後における緊急時対策所並びに現地本部及び協議会の体制並びに事務局各機能班の役割については、原災本部が変更を要すると判断した場合には、これに基づき変更を行う。

協議会においては、原子力緊急事態解除宣言発出後に全体会議を開催し、協議会構成員の体制変更等について要望があった場合には、これらを取りまとめの上、原災本部総括班（ERC）に報告する。

## 第6章 原子力災害事後対策

### 第1節 情報の収集及び報告

#### 1 緊急時対策所及び現地本部における情報収集

##### (1) 情報収集すべき事項

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力運転検査官及び協議会事務局各機能班は、それぞれが収集すべき情報項目について原災本部各機能班（E R C）と調整し、随時情報を取りまとめる。

##### (2) 情報収集の方法

緊急時対策所に派遣された所長又は原子力運転検査官及び協議会事務局各機能班は、第3章第4節1（2）に準じて情報収集を行う。

#### 2 原災本部等への報告

収集した情報については、第3章第4節2及び第4章第5節2に準じて原災本部各機能班（E R C）、現地本部長、現地本部副本部長及び協議会事務局総括班長に報告を行う。

### 第2節 緊急時対策所及び現地本部における記録保存

緊急時対策所及び現地本部においては、第3章第6節に準じて記録保存を行う。

### 第3節 現地本部及び協議会の廃止

現地本部及び協議会は、原災本部が廃止されることをもって、廃止する。

## 第7章 武力攻撃原子力災害への対応

国民保護法第102条に規定する原子力施設の安全確保並びに第103条及び第106条に規定する災害の発生防止に係る業務については、原子力規制委員会国民保護計画（原規防発第130301002号（平成26年5月9日原子力規制委員会決定））及び内閣府国民保護計画（平成17年10月28日策定）の定めるところによる。

国民保護法第105条第7項に規定する武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、それぞれの事象の程度に応じて、本マニュアルの第2章から第6章までに準じて対応する。ただし、原子力施設に対する武力攻撃等の継続的な危険性があると考えられる場合には、代替オフサイトセンターでの対応に移行するなど、緊急時対策所及びオフサイトセンターで勤務する要員の安全確保に努めることとする。

## 第8章 緊急時対応センター（E R C）の代替措置

首都直下地震の発生によりE R Cが使用できなくなった場合は、原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年4月2日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制庁長官官房総務課及び緊急事案対策室は、代替拠点を原則として近県（神奈川県、茨城県、静岡県）のオフサイトセンターに確保する。必要に応じ、関係省庁の施設へのE R C機能の一部移転や地域原子力規制総括調整官（福井担当）の指揮による敦賀オフサイトセンターへのE R C機能の一時的代替を検討する。上記事項に係る原子力規制事務所の所長は、所要の準備を実施する。

附 則

本マニュアルは、令和5年3月24日から施行する。

主な情報集約項目例 (情報収集事態及び警戒事態)

※【 】は情報収集を行う主な部署

1 事故概要等に関する事項

事象の概要【緊急時対策所】

- ① 発生時刻、原子力規制事務所職員が発生の連絡を受けた時刻
- ② 事象発生施設及び発生場所
- ③ 事象の内容
- ④ 放射性物質等の漏えいに関する情報 (継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等)
- ⑤ 原子力施設内外の放射線モニタリング値
- ⑥ 人的・物的被害の有無
- ⑦ 気象・海象状況
- ⑧ 事象発生の原因

2 関係機関の活動に関する事項

(1) 原子力事業者の対応状況【緊急時対策所】

- ① 施設の状況 (現場写真を含む。)
- ② 被害の状況
- ③ 事象拡大阻止のための応急対策活動の状況
- ④ 施設敷地緊急事態への進展可能性及び進展する場合の時間的猶予

(2) 関係機関 (関係地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者) の体制

- ① 関係機関それぞれの対策本部等の設置状況【事故現地警戒本部】
- ② 特例緊急被ばく限度の指定状況【事故警戒本部、関係機関】

(3) 関係地方公共団体の対応状況【事故現地警戒本部】

- ① 住民への連絡状況
- ② 応急対策活動の状況
- ③ 関係地方公共団体からの要望内容及び当該要望への対応状況

(4) 国の (支援) 体制

- ① 緊急時対策所への原子力運転検査官の派遣 (準備) 状況及び人員・資機材応援要請状況【緊急時対策所】
- ② 事故現地警戒本部への原子力防災専門官の参集状況及び人員・資機材応援要請状況【事故現地警戒本部】
- ③ 緊急事態応急対策委員及び専門家の現地派遣の準備状況【事故警戒本部】
- ④ 緊急時モニタリングに係る要員及び機器の現地派遣の準備状況【事故警戒本部等、関係省庁】
- ⑤ 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの現地派遣の準備状況【事故警戒本部等】
- ⑥ 国の職員の現地派遣状況【各省庁】
- ⑦ 関係省庁における支援体制【各省庁】

(5) モニタリング体制

- ① 原子力事業者による緊急時モニタリングの準備状況【事故現地警戒本部】

② 関係地方公共団体による緊急時モニタリングの準備状況【事故現地警戒本部】

(6) 人的被害の状況

① 事象発生現場における被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項【緊急時対策所】

② 被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先病院【緊急時対策所、事故現地警戒本部】

地元警察・消防からの情報は関係地方公共団体を通じて収集する。

(7) 避難、屋内退避等の防護活動の準備

① 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備状況【事故現地警戒本部】

② 避難、屋内退避等の防護活動についての準備実施状況【緊急時対策所、事故現地警戒本部】

③ 避難場所の準備状況【緊急時対策所、事故現地警戒本部】

④ 安定ヨウ素剤の準備状況（配布準備の状況等）

(8) 現地の救助救急体制と広域応援の準備

① 事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況【事故現地警戒本部】

② 警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間【緊急時対策所、事故現地警戒本部】

(9) 医療体制の準備

① 救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況【緊急時対策所、事故現地警戒本部】

② 原子力災害医療派遣チーム及び原子力災害拠点病院の受入れなどの準備状況【事故現地警戒本部】

(10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況【事故現地警戒本部】

(11) 汚染物の除去による被害拡大の防止【事故現地警戒本部】

(12) 消火活動【事故現地警戒本部】

(13) オフサイトセンターの活動状況（オフサイトセンターが活動を開始した場合）【事故現地警戒本部】

① 国、関係地方公共団体の職員の参集状況

② 専門家の参集状況

③ 他の原子力事業者の協力実施状況

3 オフサイトセンター及びモニタリング設備の被災状況（自然災害）【事故現地警戒本部】

(1) オフサイトセンター建屋及び設備の被災状況

(2) 関係道府県が設置したモニタリングポスト等の被災状況

4 その他気づき事項



関係地方公共団体及び原子力事業者の参集者一覧（オフサイトセンター）

機能班 (○：副班長 △：班員)		総括班	放射線班	プラント チーム	医療班	住民安全班	広報班	運営支援班	実動対処班
関係地方公共団体 (PAZ)	道府県担当部次長クラス（出先事務所所長含む）				○	○	○	○	
	道府県警察部長クラス					○			
	道府県担当課長クラス（出先事務所含む）	○	○		△	△			
	道府県担当者（道府県警察担当者を含む）	△	△		△	△	△	△	△
	市町村担当部長クラス								
	市町村担当課長クラス					○			
	市町村担当者（消防担当者を含む）	△	△		△	△	△	△	△
関係地方公共団体 (UPZ)	道府県担当部次長クラス								
	道府県警察部長クラス								
	道府県担当課長クラス								
	道府県担当者	(△)	△			(△)	(△)		
	市町村担当部長クラス								
	市町村担当課長クラス								
	市町村担当者		△			(△)			
事業者 原子力	副所長クラス						○		
	担当部課長クラス			○					
	担当者			△					

注1) (△)は状況に応じつつ参集可能な場合には参集。また、実動対処班には、道府県警察及び消防職員を充てる。

注2) 本表は、PAZ及びUPZが設定されている場合を示している。

注3) UPZのみが設定されている施設の緊急事態における参集は、本表の関係地方公共団体(PAZ)欄に示す参集者を基準とする。

注4) PAZ及びUPZが設定されていない場合は、関係地方公共団体は地域の実情に合わせた参集体制とする。

注5) 本表を参考の上、より地域の実情に適した参集体制とすることとして差し支えない。特に、複合災害等の事態においては、各地域の実情を踏まえ、柔軟に対応することとする。

(別表 3)

各機能班のビブス色一覧

<機能班名>	<ビブスの色>
総括班	黄色
広報班	青色
放射線班	赤色
医療班	白色
住民安全班	緑色
運営支援班	水色
実動対処班	紺色
プラントチーム	橙色

(別表 4)

連絡会議の構成

議長	事故現地対策本部副本部長
構成員	連絡会議事務局各機能担当の長 別表 2 に基づく関係地方公共団体及び原子力事業者の参集者 その他議長が必要と認める者

## 連絡会議事務局各機能担当及び協議会事務局各機能班の役割

(別表 5-1)

総括担当及び総括班
<p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <p>① 別表 2 に基づく一斉招集システム等による参集者の派遣依頼</p> <p>② 関係地方公共団体及び原子力事業者に対して、参集者を通じた随時の情報共有体制を整備するよう依頼（地域防災計画に規定するUPZ内の市町村については、当該市町村を所轄する道府県を通じた随時の情報共有体制を整備するよう依頼）</p> <p>③ 連絡会議事務局総括担当活動計画管理ボードの作成及び同計画管理ボードのN I S Sへの入力</p> <p>④ 派遣要員の参集状況の把握・役割分担の確認</p> <p>⑤ 参集困難者発生時の関係地方公共団体等の参集者に対する定期連絡（役場庁舎移転の有無、住民避難の状況、被災情報等、原子力防災に係る支援要請、次回連絡予定時刻）の実施</p> <p>⑥ 防災資機材及び備蓄物資の確認・準備</p> <p>⑦ 資料・備品等の準備 防災関係資料（防災業務組織体制関連資料、周辺地図、人口分布、周辺道路等の社会環境関連資料、放射性物質・放射線関連資料）及び備品（水、食料、簡易トイレ等）の準備</p> <p>⑧ 連絡会議事務局運営支援担当が立ち上がるまでの間、オフサイトセンターの管理及びセキュリティ対策</p> <p>⑨ 内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）等の受入れ準備</p> <p>⑩ P A Z 内の要避難者避難に係る総括業務（避難状況の取りまとめ等）</p> <p>(2) 国の職員・専門家の緊急派遣</p> <p>① 事故対策本部総括担当（E R C）から国の職員、専門家のオフサイトセンターへの交通手段、到着予定時刻、派遣者リストについての通報受け</p> <p>② 必要に応じて地域における輸送に関する関係機関（現地）への支援依頼</p> <p>(3) 連絡会議</p> <p>① 原子力施設関連情報、P A Z 内住民避難準備・要避難者避難関連情報等の入手時、緊急の場合に連絡会議を開催</p> <p>② 会議議事次第、席次表、ト書き等作成</p> <p>③ 会議資料の収集整理（各機能担当、道府県、市町村、道府県警察・消防機関、原子力事業者、指定公共機関等からの提出資料の検討・送付依頼）</p> <p>④ 会議資料の事故対策本部総括担当（E R C）及び関係機関への送付</p> <p>⑤ 事故対策本部から示された住民避難・退避等の防護対策に関する事故対策本部総括担当（E R C）との調整・協議</p>

- ⑥ 必要に応じ、関係自治体・関係機関等とのTV会議の実施
- ⑦ 連絡会議議事内容の関係機関等への速報（依頼）及び議事録作成と事故対策本部総括担当（ERC）及び関係機関への送付

（４）その他（定期活動）

- ① 連絡会議事務局各機能担当からの定期報告の集約、事故現地対策本部長等への報告
- ② 事故対策本部総括担当・関係機関との定期的な情報交換、特に防災活動、被害状況に関する情報提供
- ③ NISSへの入力（経過概要、重要情報等の大型画面への表示等）

2 全面緊急事態時全般業務

（１）初期活動等

- ① 総括班活動計画管理ボードの作成及び同計画管理ボードのNISSへの入力
- ② 原子力事業者から原災法第15条の規定に該当する事象が発生した旨の連絡を受けた際、現地本部の設置、特に参集状況を踏まえた機能班編成の変更の検討
- ③ 原災本部総括班（ERC）からの公示案・指示案の連絡受けと協議会での周知徹底
- ④ 第一回原災本部会議へのTV会議による参加

（２）協議会の開催

- ① 開催予定時刻、議題、各所からの提出資料の検討・送付依頼
- ② 議事次第、席次表、ト書き等作成
- ③ 会議資料の集約、原災本部総括班（ERC）及び関係機関へ送付
- ④ 緊急事態応急対策に係る各機関の現状確認・相互調整
- ⑤ 緊急事態対処方針の決定事項の各機関への連絡
- ⑥ 緊急事態応急対策実施区域の拡大、縮小についての原災本部への提言
- ⑦ 協議会での議事録作成と原災本部及び関係機関への送付
- ⑧ 協議会を運営する事務局としての機能班の設置

（３）その他（定期活動）

- ① 協議会事務局各機能班からの定期報告の集約、現地本部長等への報告
- ② 原災本部総括班（ERC）・関係機関との定期的な情報交換、特に防災活動、被害状況に関する情報提供
- ③ NISSへの入力（経過概要、重要情報等の大型画面への表示等）

3 共通個別業務

（１）総括担当業務

- ① 事故現地対策本部・現地本部の本部長・副本部長等の補佐
- ② 連絡会議・協議会の運営・事務（資料取りまとめ、議事録の作成等）
- ③ 連絡会議・協議会の決定事項の関係機関（参加できなかった機関）への伝達
- ④ 連絡会議事務局各機能担当・協議会事務局各機能班の情報の集約及び総合調整
- ⑤ 現地の道府県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報のとりまとめ及び各機関の防災活動状況等に関する連絡会議・協議会資料の作成
- ⑥ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）への支援要請に係る総合調整、事

事故対策本部総括担当・原災本部総括班（E R C）への要請依頼

- ⑦ その他重要事項に関する総合調整
- ⑧ 事故対策本部・原災本部の本部長指示等の連絡会議・協議会事務局各機能班、関係地方公共団体、関係機関等への周知
- ⑨ 事故対策本部総括担当・原災本部総括班（官邸・E R C）、道府県・市町村災害対策本部との連絡調整

（2）記録担当業務

- ① 事故現地対策本部・現地本部における資料の管理保存、議事録作成等
- ② 連絡会議事務局各機能担当・協議会事務局各機能班の情報の集約、記録
- ③ 事故現地対策本部・現地本部における各事象のクロノロジーの作成

（3）会議準備担当業務

- ① 開催予定時刻、議題、各所からの提出資料の検討・送付依頼
- ② 議事次第、席次表、ト書き等作成
- ③ 会議資料の集約、事故対策本部総括担当・原災本部総括班（E R C）及び関係機関への送付

（4）連絡担当業務

連絡会議・協議会参集者に対する開催案内及び連絡会議・協議会の決定事項等の関係機関（参加できなかった機関）への伝達

（別表5-2）

広報担当及び広報班

1 施設敷地緊急事態時全般業務

（1）初期活動等

- ① 参集要員の確認（役割分担）と連絡会議事務局総括担当への報告
- ② 連絡会議事務局総括担当の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局広報担当活動計画管理ボードの作成、N I S Sへの入力
- ③ 事故対策本部広報担当（E R C）から記者会見資料の提供を受けるとともに、現地プレスへの発表を準備
- ④ プレスルームの設置、連絡員の配置

（2）プレス発表

内閣府本府及び規制庁本庁からの参集が整備されるまでの間は、原則、事故警戒本部による発表資料の配付のみとし、内閣府本府及び規制庁本庁からの参集が整備された後、現地での記者会見等を求められた場合にのみ、下記事項に留意して現地記者会見を行うものとする。

- ① 事故対策本部広報担当（E R C）と連携し、事故対策本部での発表内容等会見資料を共有、必要に応じ、発表時間の調整（道府県・事業者含む。）
- ② 必要に応じ、プレス発表計画（予定時刻、発表事項）策定
- ③ 発表する場合、発表内容の事故対策本部広報担当（E R C）との連携
- ④ 記者発表資料作成に資する発表基礎資料の作成
- ⑤ 事故対策本部広報担当（E R C）への発表基礎資料の事前送付
- ⑥ 事故対策本部でのプレス資料の提供受けと関係先への配布

<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 現地プレスへの発表する場合、必要に応じ、連絡会議への提示（諮問）</li> <li>⑧ 発表した場合、会見での質疑応答等の記録作成、関係先（中央・現地等）への送付</li> </ul> <p>(3) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① プレスルームの運営（広報カメラの操作含む。）</li> <li>② 適宜、事故対策本部広報担当（E R C）と連携して記者等に対する情報の提供</li> <li>③ 記者等からの質問、要望等への対応</li> <li>④ 自治体等の住民への広報実施状況の情報収集</li> <li>⑤ 報道機関の報道内容のチェック</li> <li>⑥ 一般からの照会に対する対応</li> <li>⑦ N I S S への入力（経過概要等）</li> </ul>
<p>2 全面緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局広報班活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力</li> <li>② 現地プレスへの発表をする場合、必要に応じ、協議会への提示（諮問）</li> <li>③ 発表した場合、会見での質疑応答等の記録作成、関係先（中央・現地等）への送付</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① プレスルームの運営（広報カメラの操作含む。）</li> <li>② 適宜、原災本部広報班（E R C）と連携して記者等に対する情報の提供</li> <li>③ 記者等からの質問、要望等の対応</li> <li>④ 自治体等の住民への広報実施状況の情報収集</li> <li>⑤ 報道機関の報道内容のチェック</li> <li>⑥ 一般からの照会に対する対応</li> <li>⑦ N I S S への入力（経過概要等）</li> </ul>
<p>3 共通個別業務</p> <p>(1) 総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故現地対策本部・現地本部における記者会見等の調整</li> <li>② 現地の記者からの問い合わせへの対応</li> <li>③ 事故対策本部広報担当・原災本部広報班（官邸・E R C）との情報連絡、現地広報用の資料の入手</li> </ul> <p>(2) 問い合わせ対応担当業務</p> <p>地方公共団体が実施する一般の方からの問い合わせ対応の支援（プレス対応資料の共有等）</p>

(別表 5 - 3)

放射線担当及び放射線班
<p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参集要員の確認（人数、役割分担）と連絡会議事務局総括担当への報告</li> <li>② 連絡会議事務局総括担当の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局放射線担当活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力</li> </ul>

<p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時モニタリング実施計画の内容及びモニタリングの状況についてオフサイトセンター内での共有及び説明並びにこれらに関する連絡会議資料の作成（放射線総括担当）</li> <li>② N I S S への入力（経過概要等）（放射線総括担当）</li> </ul>
<p>2 全面緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <p>協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局放射線班活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力</p> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時モニタリング実施計画の内容及びモニタリングの状況についてオフサイトセンター内での共有及び説明並びにこれらに関する協議会資料の作成（放射線総括担当）</li> <li>② N I S S への入力（経過概要等）（放射線総括担当）</li> </ul>
<p>3 共通個別業務</p> <p>(1) 総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急時モニタリング等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成</li> <li>② 現地各機能担当又は各機能班への緊急時モニタリングに関する情報の提供</li> <li>③ 現地各機能担当又は各機能班からの緊急時モニタリングに必要な情報の入手</li> <li>④ 事故対策本部放射線担当・原災本部放射線班（E R C）、緊急時モニタリングセンターとの情報共有</li> </ul> <p>(2) 放射性物質汚染対策担当</p> <p>除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての必要な調整</p>

(別表5-4)

医療担当及び医療班
<p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参集要員の確認（役割分担）と連絡会議事務局総括担当への報告</li> <li>② 連絡会議事務局総括担当の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局医療担当活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力</li> <li>③ 道府県災害対策本部に配置される原子力災害医療調整官をチーム長とするチームによる道府県災害時医療本部からの緊急時医療体制の準備状況の把握等及びE R C 医療担当への報告</li> <li>④ 事故対策本部からの安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する指示等があった場合に備え、P A Z 及びU P Z 内の地方公共団体への配布準備の連絡</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力災害拠点病院等の稼働、被ばく患者の受け入れ可否等の情報、各医療機関に搬送された傷病者・傷病程度等の情報収集、整理及び関係機関への共有</li> <li>② N I S S への入力（経過概要等）</li> </ul>
<p>2 全面緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p>

- ① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局医療班活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力
- ② 該当する地域において、安定ヨウ素剤を服用すべき時期、服用方法、医師・薬剤師の確保等について原災本部の決定事項を受けての関係地方公共団体への指示

(2) その他（定期活動）

- ① 住民の被ばく状況、安定ヨウ素剤服用指示時のヨウ素剤の配布・服用状況、原子力災害拠点病院等の稼働、被ばく患者の受入れ可否等、各医療機関に搬送された傷病者・被ばく患者数・傷病程度等の情報収集、整理及び関係機関への通報
- ② N I S S への入力（経過概要等）

3 共通個別業務

(1) 総括担当業務

- ① 原子力災害医療活動等に関する連絡会議・協議会資料の作成
- ② 連絡会議事務局各機能担当・協議会事務局各機能班への連絡会議事務局医療担当・協議会事務局医療班に関する情報の共有
- ③ 事故対策本部医療担当・原災本部医療班（官邸・E R C）との情報共有・調整

(2) 原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務

- ① 原子力災害医療派遣チーム要員の派遣先の調整支援
- ② 関係機関における、被ばく傷病者等の輸送等が円滑に行われるよう必要に応じて支援
- ③ 県災害対策本部等に対する原子力災害医療に関して指導・助言
- ④ 原災指針に定める基準等を踏まえ、避難所等に設置された救護所等において、関係機関からの派遣要員と協力して、避難住民の汚染の測定、除染等の支援等
- ⑤ 救護所、医療機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、事故対策本部医療担当・原災本部医療班（E R C）に依頼し、関係機関に支援を要請するとともに、要員・資機材の配置に関する調整を実施
- ⑥ 避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握、事故対策本部医療担当・原災本部医療班（E R C）への報告

(3) 安定ヨウ素剤担当業務

- ① 事故対策本部医療担当・原災本部医療班（E R C）から受けた安定ヨウ素剤の服用に関する指示を地方公共団体へ伝達
- ② 避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要に応じて、安定ヨウ素剤、医師・薬剤師の確保等に係る支援
- ③ 安定ヨウ素剤の配布状況及び安定ヨウ素剤服用状況について把握

(4) 健康調査・管理担当業務

- ① 公衆の被ばく線量の把握
- ② 原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と協議・調整
- ③ 健康相談窓口開設のための協力等

(別表5-5)

住民安全担当及び住民安全班

1 施設敷地緊急事態時全般業務



(1) 初期活動等

- ① 参集要員の確認（役割分担）と連絡会議事務局総括担当への報告
- ② 連絡会議事務局総括担当の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局住民安全担当活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力
- ③ 関係地方公共団体の対応状況の確認
- ④ 連絡会議事務局総括担当と連携し、住民避難・退避等の防護対策案に関する事故対策本部住民安全担当（E R C）との調整・協議
- ⑤ P A Z 内の要避難者等の避難に係る総合調整

(2) その他（定期活動）

- ① 関係地方公共団体等の防護活動状況、現地の住民情報、人的被害の状況、現地の救助・救急活動状況、避難所へ住民収容状況及び避難場等への物資調達・供給状況に係る情報の収集及び関係機関への通報
- ② N I S S への入力（経過概要等）
- ③ 地元気象台から最新の気象情報の収集

2 全面緊急事態時全般業務

(1) 初期活動等

- ① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局住民安全班活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力
- ② P A Z 内の住民状況、救助・救急活動状況の情報収集
- ③ 道府県警察本部、管区海上保安本部に交通規制実施状況の情報収集、住民避難に係る交通規制・パトロール運行規制の要請
- ④ 必要に応じて、協議会事務局実動対処班へ直接又は原災本部住民安全班（E R C）を通じた住民避難に伴う輸送支援要請
- ⑤ 関係地方公共団体からの住民避難開始・避難先・物資供給・避難完了等の情報受け、各機能班への通報、原災本部住民安全班（E R C）への報告

(2) その他（定期活動）

- ① 関係地方公共団体等の防護活動状況、現地の住民情報、人的被害の状況、現地の救助・救急活動状況、避難所へ住民収容状況及び避難場等への物資調達・供給状況に係る情報の収集及び関係機関への通報
- ② N I S S への入力（経過概要等）
- ③ 地元気象台から最新の気象情報の収集

3 共通個別業務

(1) 総括担当業務

- ① 災害に関する情報（被害、避難、避難施設及び輸送手段、社会的混乱等に関する情報、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置等）の収集、整理
- ② 住民避難、物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送、交通規制に関する情報等に関する連絡会議・協議会資料の作成
- ③ 連絡会議事務局各機能担当・協議会事務局各機能班への住民安全担当業務に関する情報の共有
- ④ 事故対策本部住民安全担当・原災本部住民安全班（官邸・E R C）との情報共有・調整（地域防

災計画、原子力事業所が立地する周辺の地図や住民数等の地域情報、要避難者等の状況や病院・公共施設その他救急救助及び避難収容に関する事項)

⑤ 施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施方針の策定支援

(2) 住民避難・輸送担当業務

① 住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整

② 緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）が行う緊急輸送に関する措置の把握、調整及び必要に応じ連絡会議事務局住民安全担当・協議会事務局住民安全班に緊急輸送の依頼

③ 緊急輸送に係る優先順位に関する調整

④ 緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整

⑤ 交通規制等の状況の把握及び調整

⑥ 自然災害との複合災害における自然災害等による周辺地域の被災状況（避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等を含む。）の把握

(3) 施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務

施設敷地緊急事態要避難者等の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入れ先の確保又は滞在している要避難者等に対する物資等の支援）

(4) 住民支援・要望対応担当業務

① 放射線被ばくの防護措置が講じられた施設（UPZ内の屋内退避を含む。）等に避難している住民等に係る必要な食料・生活必需品・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取（段階的な防護措置が完了した後の住民等に係る対応は、支援チーム住民支援班が担当する。）

② 地方公共団体の要望の事故対策本部住民安全担当・原災本部住民安全班（ERC）への伝達

③ 事故対策本部住民安全担当・原災本部住民安全班（ERC）と連絡・調整し、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整

④ 関係機関からの支援申し出への対応

⑤ 社会秩序の維持に関する調整

⑥ 被災地方公共団体への支援要員派遣

(別表5-6)

運営支援担当及び運営支援班

1 施設敷地緊急事態時全般業務

(1) 初期活動等

① 参集要員の確認（役割分担等）と連絡会議事務局総括担当への報告

② 連絡会議事務局総括担当の活動計画管理ボードに合わせた連絡会議事務局運営支援担当活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力

③ オフサイトセンター受付、参集者の入館管理及び入館管理を行う以外の出入口の施錠と、立入禁止・開閉禁止の明示

④ 会議準備（マイク、情報表示装置、通信回線等）

(2) その他（定期活動）

① オフサイトセンターの環境整備（プレスルーム、仮眠室の確保含む。）

- ② 参集者の食料等の調達（事務用品等の日用品の調達含む。）
- ③ 備蓄品を含む資機材の維持・管理
- ④ 衛生管理（参集者の勤務ローテーション管理等）
- ⑤ オフサイトセンターの各種通信・システム回線の確保、維持・管理
- ⑥ オフサイトセンターにおける被ばく管理

## 2 全面緊急事態時全般業務

### (1) 定期活動

- ① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局運営支援班活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力
- ② オフサイトセンターの環境整備（プレスルーム、仮眠室の確保含む。）
- ③ 参集者の食料等の調達（事務用品等の日用品の調達含む。）
- ④ 備蓄品を含む資機材の維持・管理
- ⑤ 衛生管理（参集者の勤務ローテーション管理等）
- ⑥ オフサイトセンターの各種通信・システム回線の確保、維持・管理
- ⑦ オフサイトセンターにおける被ばく管理
- ⑧ 必要に応じて、代替オフサイトセンターへの移転時における移転関連業務

### (2) オフサイトセンターの放射線防護措置に係る活動

事業所から放射性物質が放出される等、協議会事務局長がオフサイトセンターの放射線防護措置が必要と判断する場合の活動は以下のとおり。

- ① オフサイトセンターを放射性物質放出後の入館管理要領に移行
- ② 汚染検査場、除染室の設営
- ③ 放射線防護設備（陽圧化装置、フィルタ等）の起動準備（気密ドア閉鎖、館内放送等）及び起動
- ④ 屋外作業者等の放射線防護装備及び個人線量計の貸与等

(別表5-7)

## 実動対処担当及び実動対処班

### 1 施設敷地緊急事態時全般業務

#### (1) 初期活動等

- ① 参集要員の確認（役割分担を含む。）と連絡会議事務局総括担当への報告
- ② 連絡会議事務局総括担当の活動計画管理ボードに合わせての連絡会議事務局実動対処担当活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力
- ③ 最寄りの実動組織等の連絡先及び準備状況の把握
- ④ 状況に応じ、連絡員等の派遣要請

#### (2) その他（定期活動）

- ① オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動）に関する実動組織の状況に関し、連絡会議事務局各機能担当に情報共有
- ② 連絡会議事務局各機能担当で立案する計画につき、実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又は事故対策本部実動対処担当（E R C）等との連絡・調整の実施
- ③ N I S S への入力（経過概要等）

<p>2 全面緊急事態時全般業務（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 協議会事務局総括班の活動計画管理ボードに合わせての協議会事務局実動対処班活動計画管理ボードの作成、N I S S への入力</li> <li>② オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動）に関する実動組織の状況に関し、協議会事務局各機能班に情報共有</li> <li>③ 協議会事務局各機能班で立案する計画につき、実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又は原災本部実動対処班（E R C）等との連絡・調整の実施</li> <li>④ N I S S への入力（経過概要等）</li> </ul>
---

(別表5-8)

プラント担当及びプラントチーム
<p>1 施設敷地緊急事態時全般業務</p> <p>(1) 初期活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 参集要員の確認（役割分担）と連絡会議事務局総括担当への報告</li> <li>② 現場に派遣された原子力運転検査官からの原子力施設の事故状況の把握</li> <li>③ プラント情報の収集、整理</li> </ul> <p>(2) その他（定期活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故対策本部プラント担当（E R C）との情報共有</li> <li>② 連絡会議事務局各機能担当に対し、プラントの状況に関する情報提供</li> <li>③ N I S S への入力（経過概要等）</li> </ul>
<p>2 全面緊急事態時全般業務(定期活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原災本部プラント班（E R C）との情報共有</li> <li>② プラント状況に関する現地での地方公共団体やプレスへの説明</li> <li>③ 協議会事務局各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供</li> <li>④ N I S S への入力（経過概要等）</li> </ul>
<p>3 共通個別業務（総括担当業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故対策本部プラント担当・原災本部プラント班（E R C）との情報共有</li> <li>② プラント状況に関する現地での地方公共団体等の説明</li> <li>③ 現地各機能担当又は各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供</li> </ul>

施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例

※【 】内は情報収集を行う主な省庁

1 事故概要等に関する事項【原子力規制庁】

(1) 施設敷地緊急事態発生施設の概要

原子力事業所の名称、所在地、原子力事業所等の内容

(2) 事象の概要

- ① 発生時刻、規制庁への原子力事業者からの同報ファクシミリの発信日時
- ② 事象発生施設及び発生場所
- ③ 事象の内容
- ④ 放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）
- ⑤ 原子力施設内外の放射線モニタリング値
- ⑥ 人的・物的被害の有無
- ⑦ 気象・海象状況
- ⑧ 事象発生の原因

2 関係機関の活動に関する事項

(1) 原子力事業者の対応状況【原子力規制庁】

- ① 施設の状況（現場写真を含む。）
- ② 被害の状況
- ③ 事象拡大阻止のための応急対策活動の状況
- ④ 全面緊急事態への進展可能性及び進展する場合の時間的猶予
- ⑤ 原子力規制委員会から指示が出ている場合の履行状況

(2) 関係機関（関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者）の体制

- ① 関係機関それぞれの対策本部等の設置状況【各省庁】
- ② 特例緊急被ばく限度の指定状況【原子力規制庁】

(3) 関係地方公共団体の対応状況

- ① 住民への連絡状況【内閣府】
- ② 応急対策活動の状況【内閣府】

(4) 国による支援体制

- ① 緊急事態応急対策委員及び専門家の現地派遣の準備状況【原子力規制庁、関係省庁】
- ② 緊急時モニタリングに係る要員及び機器の現地派遣の状況【原子力規制庁、関係省庁】
- ③ 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム等の現地派遣の準備状況【原子力規制庁、関係省庁】
- ④ 国の職員の現地派遣状況【各省庁】
- ⑤ 関係省庁における支援体制【各省庁】

(5) モニタリング体制

- ① 緊急時モニタリングの実施状況及びその結果【原子力規制庁】

- ② 原子力事業所の状況（原子力発電所の場合に限る。）【原子力規制庁】
  - ③ その他参考情報
  - (6) 人的被害の状況
    - ① 事象発生現場からの被救助者、行方不明者等に関する情報【原子力規制庁、内閣府、警察庁、海上保安庁、消防庁】
    - ② 放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の数、被ばく傷病者等の汚染・被ばくの程度、傷病の状態及び原子力災害拠点病院等の被災状況の確認【消防庁、原子力規制庁、内閣府】
  - (7) 避難、屋内退避等の防護活動の準備【内閣府】
    - ① 施設敷地緊急事態要避難者等の避難実施状況
    - ② 避難、屋内退避等の防護活動についての準備実施状況
    - ③ 避難場所の準備状況
    - ④ 安定ヨウ素剤の準備状況（配布準備の状況等）
  - (8) 現地の救助救急体制と広域応援の準備
    - ① 事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況【警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省】
    - ② 警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間【警察庁、消防庁】
  - (9) 医療体制の準備
    - ① 救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況【関係省庁】
    - ② 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣並びに原子力災害拠点病院の受入れ等の準備状況【原子力規制庁等】
    - ③ 安定ヨウ素剤の服用準備状況（服用要請の伝達状況、配布準備の状況等）【内閣府、原子力規制庁】
  - (10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況【警察庁、海上保安庁、国土交通省】
  - (11) 汚染物の除去による被害拡大の防止【原子力規制庁】
  - (12) 消火活動【消防庁】
  - (13) オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンターの活動状況【原子力規制庁、内閣府】
    - ① 国、関係地方公共団体の職員の参集状況
    - ② 専門家の参集状況
    - ③ 他の原子力事業者の協力実施状況
    - ④ 連絡会議の開催状況
  - (14) 自然災害等による周辺地域の被災状況（自然災害との複合災害の場合）【内閣府】
    - ① 自然災害（地震、津波、風水害等）の概要
    - ② 被災情報全般（人的被害、建物、交通、ライフラインの被害等）
    - ③ ②のうち、当該地域の地域防災計画に位置付けられている避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等
- 3 その他気づき事項

(別表 7)

協議会及び協議会事務局の構成

[配置]	[割当]
議長	内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等（現地本部長）
都道府県（現地）災害対策本部長 関係市町村災害対策本部副本部長	関係道府県（副）知事 関係市町村副市町村長等
原子力事業者	取締役本部長クラス
専門家	Q S T 国立保健医療科学院生活環境部衛生環境管理領域 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門  J A E A 国立研究開発法人産業技術総合研究所 一般財団法人電力中央研究所
以下協議会事務局	
事務局長	内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）（副本部長）
事務局次長	経済産業省又は文部科学省審議官 内閣官房内閣参事官 内閣府政策統括官（防災担当）付企画官 消防庁課室長クラス
総括班	原子力規制庁原子力規制部企画官級（班長） 関係道府県担当課長クラス（副班長） その他内閣府、原子力規制庁（本庁・原子力規制事務所）職員 経済産業省又は文部科学省職員 環境省職員
広報班	原子力規制庁総務課広報室室長補佐（班長） 関係道府県担当部長クラス（副班長） 原子力事業者副所長クラス（副班長） その他内閣府、原子力規制庁職員 経済産業省又は文部科学省職員
放射線班	原子力規制庁監視情報課課長補佐（総括）（班長） 道府県担当課長クラス（副班長） その他原子力規制庁職員、道府県・市町村担当者 環境省職員

医療班	原子力規制庁長官官房放射線防護企画課企画官級（班長） Q S T（副班長） 関係道府県担当部次長クラス（副班長）／原子力災害医療調整官 文部科学省職員 厚生労働省職員 環境省職員
住民安全班	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付地域原子力防災推進官（班長） 関係道府県担当部長クラス（副班長） 関係道府県警察部長クラス（副班長） 関係市町村担当課長クラス（副班長） その他内閣府職員 経済産業省又は文部科学省職員 気象庁職員 環境省職員
運営支援班	原子力規制庁長官官房会計部門経理調査官（班長） 関係道府県担当部長クラス（副班長） その他内閣府、原子力規制庁職員 環境省職員
実動対処班	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付補佐級（班長） その他原子力規制庁職員 警察庁職員 消防庁職員 国土交通省職員 海上保安庁職員 防衛省職員
プラントチーム	原子力規制庁原子力規制部企画官級（チーム長） 原子力事業者担当部課長クラス（副チーム長）

注1) 協議会には、議長、都道府県（現地）災害対策本部長、関係市町村災害対策本部副本部長、原子力事業者（取締役本部長クラス）、専門家、各機能班責任者、その他事務局長が必要と認めた者が出席する。

注2) 国の各機能班の具体的な構成については、原災マニュアルの要員配置表を参照のこと。

注3) 関係地方公共団体及び原子力事業者については、本表を参考の上、より地域の実情に適した参集体制とすることとして差し支えない。特に、複合災害等の事態においては、各地域の実情を踏まえ、柔軟に対応することとする。



(様式1)

発 信 場 所
---------

電話・口頭連絡受信票

No.

年 月 日 ( ) 時 分(24時間表記)		電話・口頭
受信者	(所属) (氏名)	
発信者	(所属) (氏名)	
	(FAX. No.) - - (TEL. No.) - -	
(連絡内容)		
班内処理	口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー ｷｰﾎﾞｰﾄﾞ記入 NISS入力	
班外処理	班に、口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー	
連絡事項の処理	月 日 時 分	TEL FAX. 口頭

※処理後は、班毎に時系列 (No.順)に綴じ、班責任者が保管すること。

発 信 場 所	F A X送受信票	No.
---------	-----------	-----

年 月 日 ( ) 時 分(24時間表記)		
送付先	(所属) (氏名)	
	(FAX. No.) (TEL. No.)	
発信者	(所属) (氏名)	
	(FAX. No.) - - (TEL. No.) - -	
件 名		
(連絡内容)		
班内処理	口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー ホイボード記入 NISS入力	
班外処理	班に、口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー	
連絡事項の処理	月 日 時 分	T E L F A X. 口頭

※処理後は、班毎に時系列 (No.順)に綴じ、班責任者が保管すること。